

## 札幌駅周辺は 放置禁止区域です

昨年7月1日にJR札幌駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定。放置自転車・原動機付自転車は即日撤去しています。札幌駅周辺で撤去された自転車などは保管場所（東区北5東5）へ移送。引き取りには自転車1,000円、原動機付自転車2,000円が必要です。

## 駐輪場を整備しています

同駅周辺の有料駐輪場は16カ所。合計で4,910台分が用意されています。一時利用のほか、定期利用も受け付けています。

## 自転車



路上にあふれる自転車。通行を妨げるだけでなく、都市景観を著しく損なう厄介者です



## 自動車



## 車検拒否、 財産差し押さえ、 車両使用禁止も！

違反金滞納者に対しては車検を拒否。財産差し押さえによる強制徴収が行われることもあります。

違反を繰り返す場合は、一定期間車両の使用が禁止されます。



違法駐車に妨げられてバスの乗降も一苦勞

## 放置駐車を取り締まりが強化！

6月1日（木）から、道路交通法改正に伴い、運転者が乗っていない放置駐車については、時間の長短にかかわらず取り締まりの対象になります。

また、放置駐車違反取締業務の一部民間委託も開始。都心部や主要な地下鉄駅周辺・路線に重点を置き、駐車監視員による放置車両の確認とステッカーの張り付けが行われます。

## 会社や親など、 車の持ち主の責任を追及

放置駐車違反を行った運転者が反則金を納付しない場合には、その車両の持ち主（通常は車検証の使用者欄に記載されている者）に対して違反金の納付が命じられます。

（詳細：北海道警察本部 ☎251-0110、ホームページ [www.police.pref.hokkaido.jp](http://www.police.pref.hokkaido.jp)）

## 市内全域がポイ捨て禁止です！

観光都市札幌にふさわしい都市環境づくりを目指して、昨年10月1日から通称「ポイ捨て等防止条例」を全面施行。規制対象は、たばこの吸い殻・空き缶などのポイ捨て（市内全域）、飼い犬のふんの放置（公園や道路など）で、違反者からは過料（罰金）1,000円を徴収しています。

## 特に都心部は 「喫煙制限区域」に指定

さらに都心部においては、灰皿のない場所での喫煙（歩きたばこ）も規制対象とし、1,000円の過料を徴収しています。

昨年の巡回指導は都心部が中心でしたが、1月からは都心部以外の主要な地下鉄駅周辺などでの巡回も開始。今後も市内各所で取り締まりを行っていきます。

## ポイ捨て



雪解けとともに現れるポイ捨てごみは観光都市札幌の景観を損ないます

